

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月9日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務について、電子的な代替手段を活用する
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>前払い式バーチャルコイン付きのアプリを廃止しようとするときは、その旨を「新聞公告」でもって利用者に周知することが義務付けられている。そこで、廃止を周知する手段として、紙メディアである「新聞」だけでなく、自社ウェブサイトなどの電子的な周知方法をもって代えられるような規制改革を求める。</p> <p>【提案理由】</p> <p>廃止しようとするアプリは、ビジネスとして収益を上げられていないものが多い。その一方で、日刊新聞への公告には、安くとも数十万円の費用が発生する。アプリ利用者の残金が×万円であっても、新聞公告に数十万円超をかける事態が発生しており、費用対効果を考えると疑問がある。また、アプリの利用はサイバースペースで行われるものであるにもかかわらず、新聞という紙メディアのみに周知方法を限定していることは不合理であり、利用者に広く効果的に周知する観点からも、サイバースペースでの代替手段を認めるべき。</p>
提案主体	新経済連盟

	所管省庁：金融庁
制度の現状	<p>資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻さなければなりません。</p> <p>この払い戻しを行おうとするときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」「払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと」「当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除斥されるべきこと」等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければなりません。</p>
該当法令等	資金決済に関する法律第20条第1項、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第2項
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>現行法では、払戻しを行うことによる保有者に対する影響（除斥など）が大きく、保有者に広く周知する必要があるため、前払式支払手段発行者は「払戻しをする旨」等について日刊新聞紙により公告することが義務づけられています。</p> <p>この制度趣旨を踏まえた上で、日刊新聞紙による公告に代えて電子的な周知方法を行いうるものとするのができないかについて、資金決済に関する法律附則第36条の規定に基づく見直し等の中で、検討を行います。</p> <p><参照条文> 資金決済に関する法律 附則 (検討)</p> <p>第三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>※資金決済に関する法律の施行日は、平成22年4月1日。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	建設工事における発注者による資源の有効利用
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法の改正により、元請業者に処理責任が一元化された。これにより、元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化している建設工事において、個々の廃棄物について処理責任を有する者が明確になったので、資源の有効利用、適正処理が進むことが期待されている。</p> <p>しかしながら、大規模な工場内での建設工事では、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行ったほうが効率的な場合もある。同様に、施工区間を区切って発注される大規模な道路工事やシールド工事等の公共工事等も、発注者が廃棄物を自らの所有物として同一工事の施工区間を越えて再利用等を行うことにより、現場で発生するすべての廃棄物の有効利用・効率的処理が進む。また、資源の運搬も最小限に抑えられる。</p> <p>このため、排出事業者責任は工事を受注する元請業者が負う原則は変えずに、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させることなどにより、発注者が排出事業者責任を一部分担できる例外を設けるべきである。元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の資源としての有効利用が効率的に進む。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：環境省

制度の現状	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています（平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨）。上記の判断の結果廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないこととなります。</p> <p>また、産業廃棄物に関する個別の事例ごとの当該廃棄物該当性に係る実際の判断については、都道府県等が行うこととなっています。</p>
該当法令等	「行政処分の指針について（通知）」（平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>御提案の発注者への排出事業者責任の転換については、前提として、建設工事に伴い生ずる物について、当該物を発注者の同一事業場内で再利用する場合、「行政処分の指針について（通知）」により、都道府県等が個別の事案ごとに総合判断した結果、当該物が廃棄物ではないと判断するのであれば、現行制度上、当該物を廃棄物として取り扱う必要はありません。したがって、このような場合にあっては当該物を発注者が利用することは可能です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 広域認定制度において、廃棄物の収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両の帰り便以外に、廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 広域認定制度は、国が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者（製造事業者）を認定することにより、廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）に関する自治体ごとの許可を不要（委託先も含む）とする特例制度である。製品の性状、構造を熟知している製造事業者等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本制度を充実させれば、いっそうの資源循環が期待できる。</p> <p>しかし、本制度においては、運用上、自社製品を納入した車両以外の業者に廃棄物の収集運搬を行わせることがほとんど認められていない。例えば、建築物は一品生産で工程ごとに使用建材が変化することから、一般の製造事業者のように納品時の帰り便を利用するよりも、廃棄物収集運搬会社等が運搬の方が効率的な場合もあるが、本制度では運用上ほとんど認められていない。</p> <p>そこで、広域認定制度において、収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両以外に、収集運搬業の許可を持つ廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。これにより、広域認定制度が利用しやすい制度となり、一層効率的な廃棄物処理が進むことになる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>広域認定制度は、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者（製造事業者等）を認定することにより、廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）に関する地方公共団体ごとの許可をその委託を受けて処理を行う者を含めて不要とする特例制度です。</p> <p>広域認定制度における廃棄物の収集運搬では、広域的処理の内容の基準、広域的処理を行おうとする者の基準及び広域的処理の用に供する施設の基準に適合した場合は、廃棄物の収集運搬を行うことができるため、自社製品を納入した帰り便に限定した運用を行っていません。廃棄物の収集運搬の許可を有している収集運搬業者も、上述の基準に適合する場合は、広域認定制度において廃棄物を収集運搬することが認められています。</p>
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3 同施行規則第6条の13、第12条の12の8
措置の分類	事実認識
措置の概要	「制度の現状」に記載のとおり、ご提案の内容は現行制度の範囲内で実現可能と考えています。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】微量PCB汚染廃電気機器等について、安全性の確保を大前提としつつ、PCB含有絶縁油と抜油後の容器等に関して、規制対象を区分して取り扱うEUや米国等と同様の規制の仕組みを導入すべきである。併せて、抜油後の容器等に由来するPCBのリスク(PCBの総量・含有濃度に応じた環境や人体等への影響等)に即した処理対象のあり方、資源の効率的利用を勘案した処理促進策を、PCB廃棄物の保管事業者をはじめ、民間事業者等との連携のもと策定すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】微量PCB汚染廃電気機器等に関しては、絶縁油、抜油後の容器等ならびに汚染された使用中機器の処理が、同法ではなく、行政通達のもと、PCB絶縁油に関する処理目標基準(PCB濃度0.5mg/kg)に準拠してなされている状況である。しかしながら、当該規制は他の先進諸国における規制実態とは著しく乖離している。例えば、米国では、絶縁油の処理対象基準はストックホルム条約で廃絶が求められる50mg/kgである一方、抜油後の容器等については500mg/kg以上の絶縁油が封入・付着していたものが処理対象とされている。PCBを含む絶縁油を抜油した後の容器等に関しては、PCB総量の殆ど(約97%)が除去されているため、漏洩等に起因するリスクは大幅に低下しているのが、PCB処理現場の実態である。また、現行規制を前提とした場合、高濃度PCB廃棄物(PCB総量約2万トン)の処理に必要な費用が約6,000億円であるのに対し、PCB総量約7トンの微量PCB汚染廃電気機器等の処理に数兆円規模が必要と試算される。さらに、この大半が、0.2トンの付着等により残存する抜油後の容器等の処理費用である。わが国独自の著しく厳しい規制が、過重な負担を事業者に課し、円滑な微量PCB汚染廃電気機器等の処理を阻害する要因となっている。わが国が、ストックホルム条約で定められている年限(2028年)までに全量のPCB廃棄物処理を完了できるか、見通しは立っていない。以上を踏まえ、中小企業を含む国民負担の低減、諸外国との競争条件(規制による追加的コスト負担)のイコールフットイングを通じたわが国産業の競争力強化、さらには成長戦略の実現という観点から、安全かつ確実な処理を大前提としつつ、微量PCB汚染廃電気機器等のリスクに応じた合理的・効率的な処理を可能とする仕組みを導入することが求められる。とりわけ、先進諸外国の取組みに比しても、リスクに見合わない莫大な費用が求められる「抜油後の容器等」の処理については、使用中の機器が大半を占めることに留意しつつ、絶縁油と抜油後の容器等は別途のPCB濃度で規制するとともに、安全と合理的・効率的な処理を両立させる方策の実現に向けて官民が一体となって検討すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁	経済産業省、環境省
制度の現状	<p>【経済産業省】使用中機器について：PCBを含有する電気工作物については、①現に設置している機器がPCBを含有するものであることが判明した場合、②PCBを含有する機器を設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地等に変更があった場合、③PCBを含有する機器の使用を廃止した場合、④PCBを含有する油の漏えいが生じた場合等、に届出を義務づけています。また、電気設備の技術基準を定める省令においてPCBを含有する絶縁油を使用する電気機器は、電路に施設してはならないこと定めており、新たに電路に施設することを禁じています。</p> <p>【環境省】微量PCB汚染廃電気機器等の処理を促進するため、平成21年に廃棄物処理法に基づく環境大臣の認定制度を改正し、処理体制の確保が進められています。平成25年10月末時点で環境大臣の認定は11事業者となり、毎年着実に増加している状況ですが、特に容器の処理を行う処理施設が十分確保されていないのが現状です。</p>
該当法令等	廃棄物処理法施行令第6条の5第2号ホ、電気関係報告規則第4条、電気設備に関する技術基準を定める省令第19条
措置の分類	【経済産業省】検討に着手、【環境省】検討を予定
措置の概要	<p>【経済産業省】⑥使用中機器への対応策について</p> <p>1) PCBを含有する電気工作物に係る規制基準等としては、環境に影響を及ぼす恐れのない少量の廃棄物の基準と整合するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」及び「重電機器等から微量のPCBが検出された事案について」に準拠しています。</p> <p>従って、PCBを含有する電気工作物(PCBを含有する絶縁油及び抜油後の容器に係る規制を含む)に係る規制基準等については、環境省の廃棄物に係る基準の動向に応じて対応します。</p> <p>2) PCB含有電気機器については、現在、機器内の微量PCBを浄化する処置を施すこと等により、無害化する技術の開発が進められており、開発された技術について環境省において技術評価を実施中です。一方、現行制度では、このような技術を用いて使用中機器内のPCBが無害化されたとしても、PCB含有機器であるとの位置付けを変更できません。このため、環境省による評価が終了した浄化技術を使用してPCBを無害化した使用中の電気機器については、PCBを含有する機器として扱わない旨の枠組み作りを現在経済産業省にて検討しているところです。また、それらの無害化された機器が廃棄物になった際も、特別管理産業廃棄物とならない旨の検討を、環境省とともに年度内に開始、すみやかに結論を出したいと考えています。</p> <p>【環境省】PCBの処理に関しては、御存じのように、排出事業者処理責任の原則に委ねた結果、30年もの間全く処理が進まず、その間多くのPCB廃棄物が紛失するという由々しき事態が生じました。そうした事態を打開するため、特別措置法を立法し、JESCOを立ち上げ、世界でも最も厳しい処理基準を設定し、化学処理法を導入し、ようやく社会から受入れられ、処理が進んできたという経緯があります。これを十分に踏まえて、PCB処理が全体として円滑に進むことが極めて重要であると考えています。こうした認識に立って、環境省としては、微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進に向け、抜油後の容器について安全かつ合理的な処理促進策の検討を行います。平成25年度中に検討を開始し、結論を得次第措置します。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	土地の形質変更時の土壤汚染対策法の届出の簡素化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>形質変更時要届出区域において、経年劣化等により埋設配管等の突発的な工事が必要となった場合、それが非常災害によるものでない場合でも迅速に対応できるよう、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度を設けるか、もしくは対応後に事後的に届け出ることを認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>形質変更時要届出区域に指定されると、土地の形質の変更を行う場合、工事着工14日前までに都道府県等に届け出る必要がある。ただし、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」や「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」などは対象外とされている。</p> <p>このため、経年劣化など非常災害以外の理由で埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、迅速に工事に着手することができない。</p> <p>本年6月の規制改革ホットラインの回答では、「通常の管理行為、軽易な行為等（法第12条第1項ただし書の1）については届出を要しないため、埋設配管等の突発的な工事等がこれに該当する場合は届出を要しない場合があります。」とされているが、同法施行規則50条では、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当するものとして、土地の面積が10㎡未満・深さが50cm未満であること等があげられている。</p> <p>こうした要件を満たさない場合であっても、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度を設けるか、もしくは事後に届け出ることを認められれば、早急に対策工事を実施することができる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：環境省
制度の現状	形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。
該当法令等	土壤汚染対策法第12条第1項、施行規則第50条、環境省告示第53号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>高濃度で土壤が汚染されている形質変更時要届出区域も考えられ、土地の形質の変更に伴い土壤汚染が周辺地域に拡散するおそれ等があるため、14日前までの届出を不要とすることは困難です。</p> <p>汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度に関しては、既に形質変更時要届出区域内において、汚染の拡散をもたらさない方法（環境省告示第53号）により行われる旨、都道府県知事の確認を受けた場合には、事前の届出義務の対象外です。</p> <p>事後に届け出ることにしては、汚染の拡散の防止が担保できないため、そのような措置は困難であると考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	土壌汚染対策法における自然由来の物質の対象除外
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象外とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、上記局長通知により、法令上の根拠なく対象とされた。</p> <p>このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応処置を行わなければならない。特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められているが、自然由来の物質であることを行政に証明するためにも、非常に多くのコストと時間がかかっている。</p> <p>上記局長通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、同通知をもって事業者により多くのコストと時間がかかる作業を強要すべきではない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：環境省
制度の現状	平成22年4月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌も法の対象としています。
該当法令等	土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第1 (平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前略)自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。よって、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に法の対象とすべきである。」と整理されており、改正土壌汚染対策法において自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌を法の対象としています。</p> <p>なお、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認められる土地についての土壌汚染状況調査方法の緩和や形質変更時要届出区域のうち自然由来の土壌汚染地であって、一定の条件を満たすものについては、自然由来特例区域と設定し、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>形質変更時要届出区域内における杭の施工方法に関して、ガイドライン参考資料 Appendix12 で示されているケーシングを設置する方法に加え、汚染物質の拡散を防止するように工夫したアースドリル工法等も認められるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>形質変更時要届出区域の土地の形質の変更届出は、同法施行規則第53条に定める基準を満たせば受理されるべきである。しかし、同条第2項「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」の解釈として、要措置区域内における施行方法の基準である「平成23年環境省告示第53号」に則り施行すること、とされているため、ガイドラインの参考資料 Appendix12 に「代表的なケース」として記載されている、ケーシングを設置する施行方法以外の方法を認めない自治体が多い。</p> <p>しかし実際には、ガイドラインに記載されている工法を採用しようとしても、準不透水層の深さや土質の条件により、ケーシングを準不透水層まで設置することが相当に困難な場合がある。</p> <p>また、ケーシングを設置できる場合においても、ガイドラインに記載されている、ケーシング内の準不透水層を“遮水材”に置換し杭を築造する方法は、特定の建設会社が保有する特許工法を侵害する恐れが高いため、広く施工を行うことが困難である。</p> <p>建築工事で広く採用されているアースドリル工法でも、掘削作業時に安定液を地盤の土質構成に基づいて適切に配合し、性状管理を適切に行うことで、安定液の造壁機構と孔壁安定化作用により汚染拡散防止を図ることが可能である。これは、施行規則第53条2項で求められている「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」を満たしている。</p> <p>こうした方法も認めるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準は下記の通りです。</p> <p>①土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>②土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。</p> <p>③土地の形質の変更を行った後、法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p>
該当法令等	土壌汚染対策法第12条第4項、施行規則第53条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法について、特定の杭打設の工法の施行基準適否は各自治体の判断によるところです。形質変更時要届出区域内における施行方法の基準を満たしているのであれば、個別の工法に対し施行することを妨げるものではありません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	洗浄施設（流し台など）の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 特定施設のうち、小規模な洗浄施設（流し台など）の設置や使用方法の変更に関しては、実施までの制限期間を短縮（例えば30日）すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 水質汚濁防止法上の特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届け出る必要がある。この期間は、特定施設に該当する限り、研究所の洗浄施設などでも大型の施設でも同じであり、また使用する化学物質を変更する場合も同じ期間が必要となる。</p> <p>同法第9条第2項では、都道府県知事がこの「期間を短縮することができる」としており、また環境省は平成9年9月24日付環大規大232号・環水規大309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・敷地境界基準または排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県に通知している。しかし、研究所の洗浄施設の新設や新たな化学物質を使用するための使用方法の変更に関しては、期間が短縮されていない。</p> <p>こうした制約のため、企業は様々な研究開発に迅速に取り組むことができていない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
所管省庁	環境省
制度の現状	<p>水質汚濁防止法第5条及び第7条において、特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届出の必要があります。</p> <p>同法第9条第2項では、都道府県知事は届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる」と規定しています。また環境省は平成9年9月24日付環大規大232号・環水規大309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・敷地境界基準または排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県に通知しています。</p>
該当法令等	水質汚濁防止法第9条第2項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>水質汚濁防止法第5条及び第7条において、特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届出を行う必要があります。</p> <p>都道府県知事は届出内容について審査を行い、排水基準等に適合すると認められるときは、同法第9条第2項の規定により、都道府県知事がこの期間を短縮することができる」と規定しており、研究所の洗浄施設の新設や新たな化学物質を使用するための使用方法の変更においても同様に期間の短縮は可能です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	電気主任技術者兼任要件の明確化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4.に記載の兼任承認基準を見直し、その要件を明確化すべきである。明確化の案としては、例えば、「隣接する同一資本の事業場であれば主任技術者の兼任を認める」等にすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4.には「兼任させようとする事業場等の最大電力が2,000kW以上または設備数が6つ以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。」と記載されている。</p> <p>しかし、同規制の「特に慎重を期する」についての解釈が曖昧なため、兼任承認申請の際、個別に当局が判断している状況である。例えば、「前例が無く認められない」との解釈をされた件もある。このような状態は事業者の予測可能性を害し、無用な負担をかけることになる。</p> <p>そこで、予め申請者が要件に該当するか否かを判断できるように、要件を明確化すべきである。</p> <p>明確化の案として、例えば、「隣接する同一資本の事業場であれば主任技術者の兼任を認める」といった兼任要件にすべきである。なぜならば、隣接する事業場において、同一資本の下に主任技術者と工事・保安の従事者が属する体制であれば、主任技術者の従事者に対する指示・命令が実質的に一事業場と同一とできるため、主任技術者の負担は変わらず、保安業務の遂行上の支障とはならないと考えられるためである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：経済産業省
制度の現状	電気事業法において、自家用電気工作物の設置者は主任技術者を選任することとなっています。原則、複数の事業場を同一の主任技術者が兼ねることは出来ませんが、保安上支障がないと認められる場合であって経済産業大臣の承認を受けた場合には可能となります。この承認要件は内規で定められており、兼任させる事業場について、「資本関係等」や「同一の敷地内で相互に影響を及ぼすおそれのあるような場合」などを明示するとともに、「2MW以上となる場合には審査に慎重を期す」としております。
該当法令等	電気事業法施行規則第52条第3項・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>特別高圧設備で波及事故が発生した場合には、その影響範囲は高圧設備に比べて格段に大きなものとなるおそれが高く、また、容量が大きくなるに伴い、変圧器や負荷自体も大きくなるため、1箇所の点検にかかる時間も増えます。そのため、複数の特別高圧設備での電気主任技術者の兼任を認めた場合、台風等の自然災害により、兼任している複数の事業場に同時に不具合が起きた際、その対応に多くの時間を要し、波及事故の復旧に支障が生じるおそれが高くなることから、保安上原則認めることはできません。</p> <p>一方、高圧設備に関しては、2MW以上であっても、個々具体の事例毎に設備や使用環境、保安体制等を確認し、保安の確保が十分であると判断できる場合、兼任を認めています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	デジタル教科書の普及に向けた規制緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 当該法律第2条の「教科書」の定義に、「図書」に加え「図書相当のデジタル情報」を追加する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 現在、デジタル化された教材は教科書として認められていない。そのため、著作権法第33条で示される教科書への著作物の取り扱いがデジタル教材には適応されず、教科書作成に必要な写真や資料などのデータ使用の権利処理に大きな手間とコストが必要となる。これが、デジタル教科書の普及の阻害要因となっている。</p> <p>＜要望理由＞ 政府の成長戦略、文科省「教育の情報化ビジョン」等で2010年代中に、児童生徒一人に対し一台の端末機器を配布することが想定されている。しかしながら、教科書等コンテンツの充実が図られなければ、端末配布の効果は薄れる。そこでまず、デジタル教科書を法的に認め、図書同様の著作権の取り扱いを許すことが必要である。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ デジタル教科書による教育効果の向上が見込めるとともに、デジタル教材市場の成長が見込まれる。また、日本の教科書・教材は図書としては世界的にみて高い評価を得ており、教材のデジタル化のノウハウや技術は海外へ展開できる可能性がある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：文部科学省

制度の現状	現時点においても、副教材としてデジタル教材を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。
該当法令等	学校教育法第三十四条第一項、附則第九条、教科書の発行に関する臨時措置法第二条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条第二項
措置の分類	検討を予定
措置の概要	文部科学省では現在、教育の情報化に関する総合的な実証研究である「学びのイノベーション事業」を実施しているところであり、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度の在り方について検討してまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 教育の質向上に向けて、適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、児童・生徒がどこからでもアクセスして、デジタル化された教材を活用できるよう、デジタル化された教材を教育機関内サーバに蓄積し、活用することを国として認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 授業の過程において使用することを目的とする場合には、必要な範囲において、公表された著作物を複製することは認められている（著作権法35条1項）。また、同時授業が行われる遠隔地の副会場向けに、公表された著作物を上演/演奏/上映/口述して利用する場合には、著作権者の許諾を得ずに公衆送信することが可能である（同35条2項）。</p> <p>＜要望理由＞ 授業時間外に教育機関内のサーバに生徒がアクセスして学習するような教育環境の整備が進んでいない。また教員が授業用のコンテンツを作成しても、サーバへ蓄積すること躊躇してしまい、教員のIT活用意欲の低下や、スキル向上を阻害する要因の一つとなっており、結果として教育現場におけるITの活用が進んでいない。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 授業時間外でも生徒が教育機関内のサーバにアクセスすることが可能になることにより、教育機関と家庭におけるシームレスな学習環境が整備される。また教員による授業用のコンテンツの作成や活用が活性化し、教員のIT活用意欲・スキル向上につながり、結果として生徒の学習能力の向上につながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：文部科学省
制度の現状	<p>著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます（著作権法第63条第1項・第2項）。</p> <p>ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができます（著作権法第21条、第35条第1項）。</p>
該当法令等	著作権法第21条、第35条第1項、第63条第1項・第2項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権（私権）等について定める法律であって、著作物の利用を規制（禁止）するものではありません。</p> <p>なお、著作権法第35条第1項の規定により複製された著作物について、教育機関内のサーバに蓄積することについては、平成18年の文化審議会著作権分科会報告書において、「教育機関のサーバに蓄積することにより得られる利益に比して目的外使用の危険性がきわめて高いことなど権利者の利益を不当に害することがないか」という点での検証が必要ではないか」等の指摘があったことから、「教育行政及び学校教育関係者からの、教育機関におけるサーバ蓄積に係る利用についての具体的な実態を踏まえた運用の指針等を含む具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である」とされています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。 企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。 本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	保険料受入れは金銭に限られており、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていません。
該当法令等	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
措置の分類	検討を予定
措置の概要	特別勘定における現物資産による保険料の受入れ及び移受管について、保険会社の経営の健全性、契約者の保護等に留意しながら、検討を行います。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約（以下「当該保険契約」という。）の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、相手方の同意があった場合に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるよう要望する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p><要望理由></p> <p>一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献しているものと思料する。</p> <p>しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、例えば、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して、相手方の同意があった場合には、電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図りたい。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	保険会社は、無解約返戻金保険契約について解約返戻金がない旨を書面の交付により説明を行うことを確保する措置を講じなければならないとされています。
該当法令等	保険業法施行規則第11条第6号、第53条第1項第3号
措置の分類	検討に着手
措置の概要	あらかじめ契約者の承諾を得ておくことを前提に、説明書面を電磁的方法により提供することを可能にすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得ます。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：41

受付日：10月17日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
具体的内容	<p>信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。要点は以下の通り。</p> <p>(1) 受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと (2) 市場の競争を歪める行為が行われないこと (3) 投資が制限されること (4) 事務負荷が重いこと</p> <p>なお、平成25年1月11日の閣議決定（日本経済再生に向けた緊急経済対策）等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされている。銀行法の出資規制は、改正金商法等の公布（平成25年6月19日）から1年以内に見直されることとなっており、独占禁止法の規定についても、銀行法並びで速やかに手当ていただきたい。</p>
提案主体	(一社) 信託協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5（保険業を営む会社にあつては、100分の10）を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。同条第2項では、第1項第3号（委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。）の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>
該当法令等	独占禁止法第11条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして、信託勘定を一律に適用除外とすることが適当であるか否かについて、銀行における信託勘定の運用実態を踏まえつつ、実態把握を行いました。</p> <p>平成25年1月11日の閣議決定（日本経済再生に向けた緊急経済対策）等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされているところ、当該実態把握の結果を踏まえ、現在、当該閣議決定を受けた措置の検討を行っているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月17日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し①
具体的内容	<p>動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、指定登記所を各地方の主要都市に拡大する。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在は、東京法務局（中野）に取扱いが限定され、地方金融機関ではタイムリーな対応が困難である。オンラインや郵送による申請も可能だが、実態は法務局に出向き担当者から不備の指摘を受けながら申請書を作成することが多い。司法書士の出張費や郵送費等により、不動産登記に比べお客様の負担が大きい。動産・債権譲渡登記が全国的に広まりつつあることを踏まえ、対抗要件具備の先後に関するルール、全指定法務局の登記情報を一元管理する体制を整備し、指定法務局を拡大すべきである。特に、東日本大震災で被災した企業に、動産・債権譲渡登記制度を利用した融資を行うことも想定され、タイムリーな対応のためにも、被災地の法務局については優先した対応をお願いする。</p> <p>所管官庁より、「相当額の経費を要することとなるため、現状においては困難」、「オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討」との回答があったが、地元の登記所に出向き相談しながら手続きを進めたいとのニーズは根強いと、中長期的な課題として引き続き検討いただきたい。なお、オンライン申請については、不動産登記と同様に添付書類の別送を認めるなど、より使いやすい制度となるよう改善をお願いしたい。</p>
提案主体	（一社）全国地方銀行協会

	所管省庁：法務省
制度の現状	<p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に所在する東京法務局民事行政部動産登録課及び同債権登録課（以下「動産・債権登録課」という。）において事務を取り扱っています。</p> <p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付（動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）第9条）のほか、オンラインによることが可能です（動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）第24条第1項）。</p>
該当法令等	<p>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、平成17年法務省告示第501号（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条第1項の規定による登記所の指定に関する件）</p>
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にまで窓口を拡大することは困難となっています。</p> <p>なお、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、申請人の利便性を考慮し、登記申請の際に、申請人が登記所窓口に出向くことなく手続を行うことができるよう、送付又はオンラインによる申請も可能としているところです。オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討してまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：43

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月17日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し②
具体的内容	<p>動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、登記内容に変更や誤りがあった場合、順位（登記設定の日時）を維持したままでの変更・更正登記や、登記申請段階で不備の指摘があった場合の即日補正（受け付けられた状態での補正）の手続きを整備する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>変更・更正登記については、現状は認められておらず再申請する必要がある、その間に他の登記や占有改定に劣後してしまう恐れがある。商品名や保管場所の変更・追加、債権者の法人名変更など、担保対象動産の範囲に関わらない登記事項（登記の同一性が維持される範囲に限る）については、変更・更正理由を登記上明記することのルール化や異議申立て制度を整備し、変更・更正登記を可能とすべきである。</p> <p>即日補正についても現状は認められておらず、登記申請段階で不備が発見された場合、申請が却下され、改めて書類を作成し、再申請する必要がある、その間に他の登記等に劣後してしまう可能性があるため、不動産登記と同様に可能とすべきである。</p>
提案主体	（一社）全国地方銀行協会

	所管省庁：法務省
制度の現状	動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記、更正登記及び登記申請後の補正は認められていません。
該当法令等	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記における変更登記及び更正登記については、一旦登記により對抗要件が生じた事項について、変更登記又は更正登記を可能とすると、既に生じている對抗要件の先後関係や對抗要件の及ぶ動産又は債権の範囲等に影響を与えることになるため、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記及び更正登記は認められていません。また、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、他の對抗要件制度と競合するものであることから、直ちに登記することを原則としているため、登記申請後の補正については認められていません。しかしながら、現在、法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の改正についての調査審議が重ねられており、債権譲渡の對抗要件制度の見直しの一つとして、登記制度の在り方についても検討課題に挙げられていることから、本要望に係る見直しの要否については、法制審議会民法（債権関係）部会における審議の内容及び費用対効果等を考慮しながら、今後検討することといたします。</p>

番号：44

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	監理技術士の確保
具体的内容	<p>○建設業法における監理技術者配置の条件である下請金額下限の引き上げを要望する。</p> <p>○1級電気工事施工管理技士の受験資格である実務経験年数の縮小を要望する。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合においては、監理技術者を置かなければなりません。</p> <p>1級電気工事施工管理技術検定の受検には、学歴区分に応じて必要な実務経験年数が定められています。</p>
該当法令等	建設業法第26条、建設業法施行令第2条、建設業法施行令第27条の5
措置の分類	対応
措置の概要	<p>監理技術者の設置は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するための重要な制度です。技術者の配置要件となっている請負代金等の額については、物価水準や建設業者の負担等を勘案しながら見直しを行ってきていますが、物価水準等に近年大きな変動がないことから、当面、当該金額の引き上げには慎重な判断が必要と考えられます。</p> <p>1級電気工事施工管理技術検定の受検に必要な実務経験年数の短縮に関しては、平成25年11月22日付で改正を行い、平成26年度の試験から、一定の要件を満たせば2年早く受検可能になるようにしました。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	外国政府等との協定等の認可
具体的内容	<p>【現行】 電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けている。</p> <p>【規制緩和要望】 電気通信事業法第40条を廃止し、認可を不要とする。</p> <p>【理由/メリット】 本事業法の趣旨は、日本国内の通信事業者が、海外の通信事業者との間で協定を締結する際、差別的取扱いを受け、日本国内の利用者に対して不利益を与えることをなくすことを目的としていると理解しております。しかしながら現在の日本の経済状況、各国事業者の自由競争の市場を鑑みると、政府の認可を必要としなくても、国内通信事業者が差別的取扱いを受ける環境にはなく、事業法の当初の目的はすでに終了していると考えます。</p>
提案主体	民間企業

所管省庁：総務省

制度の現状	電気通信事業者が、外国法人等と国際ローミングに係る協定等を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないとするものです。
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法（昭和59年法律86号）第40条 ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第26条、第27条 ・電気通信事業法報告規則（昭和60年郵政省令第46号）第5条 ・電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令75号）第18条、第19条
措置の分類	その他
措置の概要	<p>総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資するため事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところです。</p> <p>他方、当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たっての基本となる契約であり、外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合や事業者間の精算料金が高止まる場合などには、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。特に、国内の通信料金に比べて国際ローミング料金は高額であり、利用者保護を目的として国際ローミング料金の低廉化に向けた取組が推奨されている世界的な潮流を踏まえると、当該認可の維持は不可欠であると考えられます。</p> <p>また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国法人等と締結するものであり、締結後に実効ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に協定等の内容を確認することが必要です。</p> <p>さらに、協定の締結状況及び料金等の内容を正確に把握するため、今後も、精算料金が増加しない場合の変更も含めた報告規則による年度報告が必要です。</p> <p>なお、認可手続きについては可能な限り短期間で手続きが進められるよう努めており、今後も引き続き迅速な行政手続きの遂行に努めて参ります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月17日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	中小企業信用保険制度の対象業種の追加（農業、林業、漁業）
具体的内容	<p>中小企業信用保険制度の対象業種に、農業、林業、漁業を追加する。特に、農業等以外の業種の企業が事業の多角化により農業等に進出した場合の農業等関連資金に係る融資を、中小企業信用保険制度の保証対象とする。</p> <p>【提案理由】現状、農業、林業、漁業は中小企業信用保険制度の対象外であり、業種ごとに農業信用保証保険制度等が別々に存在する。地方では、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、こうした業種に対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加し、制度の一本化を図るべきである。最近、農業以外の業種からの農業への参入が活発化しているが、事業用資金は中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくい。業種追加の実現がすぐには困難な場合、利用者の利便の確保のため、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う制度の適切な運用、両制度の使い分けに関する事例集の拡充など、引き続き連携強化を促進するとともに、農業信用保証保険制度の使い勝手の向上をお願いしたい。例えば、当協会が実施したアンケートでは会員銀行から以下のような点が使いつらい点として指摘されており、こうした点も参考に検討いただきたい。①農業信用基金協会の保証対象が国・自治体の制度融資や農協の融資に限定され、銀行のプロパー融資には実態として利用できない地域がある。②信用保証協会と比較して無担保枠が小さい。③銀行が基金協会を利用する場合、事前に「交付金」、事後（代弁発生時等）に「拠出金」を負担する必要があるが、それぞれ都道府県により制度内容が異なり、管理が煩雑。④運転資金の場合でも使途証明資料が必要。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁：農林水産省、経済産業省
制度の現状	<p>金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）」「漁業」「金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）」が保険の対象外業種となっています。</p> <p>また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業（加工・流通・販売等）等に必要な資金について債務保証の対象となっています。</p> <p>なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能です。</p>
該当法令等	<p>中小企業信用保険法第2条第1項第1号、中小企業信用保険法施行令第1条</p> <p>農業信用保証保険法第2条、中小漁業融資保証法第2条、独立行政法人農林漁業信用基金法第13条</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保険制度とは別の農業信用保証保険制度等が設けられており、農業信用基金協会等の活用強化を通じて、農業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。</p> <p>現在、銀行や信用金庫の間でも、新たに農業信用基金協会（以下「基金協会」と契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており（契約先数 70(H20)→174(H24)、保証残高 70億円(H20)→360億円(H24))、必要な保証サービスの提供が着実に進んでいるものと認識しています。このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会（以下「保証協会」と基金協会に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制（ワンストップサービス）を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております。さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでおります。今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を発出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応して参ります。なお、日本経済再生本部が決定（H25.10.18）した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に盛り込まれたとおり、国家戦略特区において、商工業とともに農業者等が行う農業について信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしており、今後、商工業とともに農業者等が行う農業について民間金融機関からの資金調達の円滑化が、一層図られるものと考えております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月29日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大（中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証対象に追加）
具体的内容	<p>近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補完制度として中小企業信用保険制度を利用することができず、資金調達に支障を来しているケースが見受けられる。農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、利用を希望する中小企業者にとって、中小信用・農業信用それぞれの申請手続きが異なることから申請面での支障が生じる、6次産業化等にかかる農業関連資金等についてはいずれの制度を利用すればよいかわかりにくいなど、著しく利便性が低い制度となっている。また、事前に支払う交付金等の負担が大きいことから農業信用基金協会との利用契約の締結に至れない金融機関も多く、中小企業者にとっては、取引金融機関によっては同制度を利用することができない、といった不公正が生じている。</p> <p>平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、農林水産業を成長産業にしていくことが喫緊の重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</p>
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

制度の現状	<p>所管省庁：農林水産省、経済産業省</p> <p>金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）」「漁業」「金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）」が保険の対象外業種となっています。また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業（加工・流通・販売等）等に必要な資金について債務保証の対象となっています。</p> <p>なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能です。</p>
該当法令等	<p>中小企業信用保険法第2条第1項第1号、中小企業信用保険法施行令第1条</p> <p>農業信用保証保険法第2条、中小漁業融資保証法第2条、独立行政法人農林漁業信用基金法第13条</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保険制度とは別の農業信用保証保険制度等が設けられており、農業信用基金協会等の活用強化を通じて、農業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。</p> <p>現在、銀行や信用金庫などの間でも、新たに農業信用基金協会（以下「基金協会」と）と契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており（契約先数 70 (H20)→174 (H24)、保証残高 70 億円 (H20)→360 億円 (H24))、必要な保証サービスの提供が進んでいるものと認識しています。このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会（以下「保証協会」と）と基金協会に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制（ワンストップサービス）を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております。さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでおります。今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を发出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応して参ります。なお、日本経済再生本部が決定（H25.10.18）した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に盛り込まれたとおり、国家戦略特区において、商工業とともに農業者等が行う農業について信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしており、今後、商工業とともに農業者等が行う農業について民間金融機関からの資金調達の円滑化が、一層図られるものと考えております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：9月30日	所管省庁への検討要請日：11月1日	回答取りまとめ日：11月29日
-----------	-------------------	-----------------

提案事項	家庭用品の品質表示の見直し
具体的内容	<p>消費者庁は「家庭用品の品質表示に関する検討会」報告書において、中長期的な見直しの在り方を示しているが、中長期的改正は「対象品目制度を廃止し、個々の製品の特性に応じた表示内容を表示可能にする」ことに絞るべきである。</p> <p>【提案理由】 家庭用品品質表示法は、同法で定められた対象品目の表示を規制する。同法は、4つのグループ（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品）に分類された約90品目について、同法の定める表示事項を表示することを要求している。 欧州における規制当局は、消費者保護に関する日本政府の懸念と同じ懸念に対して十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信する。 したがって、欧州の基準をすでに満たしている製品に日本の規制・規則を適用することは、貿易障壁を生み出すことには繋がらない。 我々は、同法の改正を検討している消費者庁の最近の活動を歓迎するが、世界中の市場に製品を供給するグローバル企業のニーズをもっと考慮すべきである。これは、日本の消費者を害することなしに、海外市場で活動する日本企業にも有益となるはずである。</p>
提案主体	民間団体

	所管省庁：消費者庁、経済産業省
制度の現状	家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）は、一般消費者の通常生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者がその購入に際し品質を識別することが困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要と認められるものを政令で指定し、その品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としています。現在、政令により90品目が指定されており、告示により品目ごとに表示事項及びその方法が定められています。
該当法令等	家庭用品品質表示法、家庭用品品質表示法施行令、繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程
措置の分類	その他
措置の概要	<p>消費者利益の確保のため、家庭用品の品質に関して表示すべき事項は、消費者の商品選択に資する必要最低限の事項とすべきであり、その事項は品目により異なると考えられます。このため、家庭用品品質表示法は、対象品目を政令で指定し、その品目ごとに特性に応じた表示事項を規定しています。指定品目制を廃止した場合、個別にみれば必ずしも必要のない事項についても表示が義務付けられ、消費者の商品選択に資することのない事項が表示され、又は事業者の負担が増えることとなると考えられます。</p> <p>したがって、現行の指定品目制の廃止は慎重な検討を要するものであり、家庭用品の品質に関する規制は、個別品目の実情に応じて必要な見直しを随時行うことが適当と考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：9月30日	所管省庁への検討要請日：11月1日	回答取りまとめ日：11月29日
-----------	-------------------	-----------------

提案事項	化粧品及び医薬部外品の輸入手続きの簡素化
具体的内容	化粧品及び医薬部外品の輸入には、例えば下記に挙げたように、他の手続きと重複したり、不必要と思われる手続きがある。こうした手続きの廃止・簡略化を検討し、輸入業者が負担している書類作業と時間を緩和すべきである。 【提案理由】 化粧品と医薬部外品は薬事法のもとで輸入されるが、税関で製品の製造販売承認書を提出後、あるいは届け出後に、同様の輸入申告書類（製造販売用化粧品／医薬部外品輸入届）を提出するよう求めている。厚生労働省はまた、化粧品、医薬部外品の輸入業者が製造販売業許可を更新する都度、輸入変更届の提出を求めている。
提案主体	民間団体

	所管省庁：財務省、厚生労働省
制度の現状	化粧品及び医薬部外品を業として輸入する場合、地方厚生局で確認を受けた輸入届書を税関で提示することにより通関が可能であり、別途税関で製品の製造販売承認書を提出することは求めています。輸入届出事項として、「製造販売業の許可年月日」があり、これに変更があった場合には変更届出を提出することとされています。
該当法令等	医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について（平成25年4月22日薬食発0422第2号）第2の1（1）イ薬事法施行規則第94条
措置の分類	【税関での提示書類について】事実誤認 【輸入変更届出について】検討に着手
措置の概要	輸入届及び輸入変更届については、平成26年度中に電子化できるように予算要求中です。電子化が実現すれば、現在輸入変更届出の際に提出を求めている過去の輸入届書の写しは不要となる上、業許可更新に伴う変更届出を一括で行えるようになるため、大幅に輸入変更届出の手続きを簡素化できます。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：3

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月3日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
-----------	-------------------	-----------------

提案事項	ビザ免除・発給要件の緩和
具体的内容	東南アジア、インド、ロシアの観光客に対する観光ビザの免除・発給要件の緩和（インド・ロシアについても隣国韓国並みにビザ発給要件を緩和すること）
提案主体	（一社）九州経済連合会

所管省庁：外務省、警察庁、法務省	
制度の現状	<p>これまでも中国人や ASEAN 諸国人に対する査証緩和措置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次査証及び東北三県数次査証については、それぞれ「沖縄復興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定された措置であり、これらの数次査証を取得し、1 回目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問しさえすれば、3 年の間の日本のいずれの地域も訪問できることになっております。</p> <p>また、ASEAN 諸国人に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、本年 11 月 18 日より短期滞在数次査証を導入しております。労働者派遣法では専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。</p>
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。

番号：4

受付日：10月3日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
-----------	-------------------	-----------------

提案事項	ビザ発給の適用対象地域の拡大
具体的内容	中国人個人観光の数次ビザ（査証）発給の適用対象地の拡大（海外からの旅行需要として今後有望な市場である中国人観光客を取り込むため、2011 年 7 月より沖縄、2012 年 7 月より岩手、宮城、福島 3 県を対象に数次ビザの発給が開始された。九州は中国に近接した地域であり、早期に数次ビザ発給を九州全域を加えること）
提案主体	（一社）九州経済連合会

所管省庁：外務省、警察庁、法務省	
制度の現状	<p>これまでも中国人や ASEAN 諸国人に対する査証緩和措置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次査証及び東北三県数次査証については、それぞれ「沖縄復興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定された措置であり、これらの数次査証を取得し、1 回目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問しさえすれば、3 年の間の日本のいずれの地域も訪問できることになっております。</p> <p>また、ASEAN 諸国人に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、本年 11 月 18 日より短期滞在数次査証を導入しております。労働者派遣法では専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。</p>
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>観光立国の実現に向け、訪日外国人観光客への査証発給要件の緩和・見直しをさらに進める。今後訪日旅行の高い伸びが見込まれ、また、2013年に友好協力40周年を迎えたASEAN諸国については、2013年夏のタイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化、インドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長に加え、対象国の拡大を含めてさらなる措置を検討すべきである。また、中国人個人観光客向けには、東北3県数次ビザを東北6県に拡大、次いで全国を対象とした数次ビザを導入すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>ASEAN諸国については、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、タイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が2013年7月より実施された。また、中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北三県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次ビザが発給されている。</p> <p><要望理由></p> <p>観光分野でも国際競争が激化する中、訪日外国人旅行者数を2030年に3,000万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつも、近隣諸国を上回る思い切ったビザ要件の緩和が必要である。また、中国人個人観光客については、数次ビザの対象を東北3県から6県に、さらには全国に拡大することで、観光客の誘致がしやすくなる。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>より多くの観光客、特に消費意欲の高い中国人個人観光客に来日してもらえよう、現在沖縄・東北3県に限られている数次ビザの対象地域を拡大することが、震災復興、さらには観光立国による経済成長の大きな足がかりとなる。また、観光による人的交流の拡大は、相手国・地域との友好関係の基盤の強化につながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：外務省、警察庁、法務省
制度の現状	<p>これまでも中国人やASEAN諸国人に対する査証緩和措置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次査証及び東北三県数次査証については、それぞれ「沖縄振興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定された措置ではありますが、これらの数次査証を取得し、1回目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問しさえすれば、3年の間の日本のいずれの地域も訪問できるようになっております。</p> <p>また、ASEAN諸国人に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、本年11月18日より短期滞在数次査証を導入しております。労働者派遣法では専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。</p>
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：6

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存ブースのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。</p> <p>加えて、わが国を経由して外国に向かう旅行者にわが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザについて、わが国の主要国際空港でも発給する、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第14条に基づき72時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見される。</p> <p>わが国を経由して外国に向かう旅行者向けには、わが国で最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザの制度もあるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限られている。</p> <p>なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。</p> <p><要望理由></p> <p>観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
所管省庁	法務省、外務省、警察庁
制度の現状	<p>【法務省】</p> <p>(寄港地上陸許可の運用について)</p> <p>寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に載っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。</p> <p>【外務省】</p> <p><トランジットビザの発給方法について></p> <p>通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。</p>
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第14条 外務省設置法
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>【法務省】</p> <p>(寄港地上陸許可の運用について)</p> <p>寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。</p> <p>【外務省】</p> <p><トランジットビザの発給方法について></p> <p>現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：7

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、入国審査体制の強化を図りつつ、大型クルーズ船については、入国審査官が事前に海外から乗船し、上陸する外国人乗客に対し航行中の船内で入国審査手続を完了する海外臨船審査を実施すべきである。</p> <p>加えて、外国人乗客の利便性を向上し、入国審査官の負担を軽減するため、他国のクルーズ船への対応事例も参考に、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取を省略する、パスポートに代えて運行会社が発行するクルーズカードでの上陸を認める等の新たな制度を検討・導入すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>政府は2012年6月から乗客数2,000名超の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行中に船内でパスポートをチェックするとともに、外国人乗客に対して従来行っていた顔写真の撮影は省略する等の手続の簡素化を行っているが、入港後に指紋の採取と個人識別情報との照合を行う時間が取られるため、外国人乗客の国内への滞在時間が短くなっていた。</p> <p><要望理由></p> <p>海外臨船審査の実施により、上陸を希望する外国人乗客に対する入国審査手続が航行中の船内で完了することになれば、クルーズ客は国内での滞在時間を長くすることができる。また、他国が行っているような対面式入国審査・写真撮影・指紋採取等の省略、クルーズカードによる上陸が可能になれば、乗客と入国審査官の負担が軽減され、乗客にとっての利便性が高まる。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>外国人乗客の負担軽減・利便性の向上は外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人観光客数の伸びに繋がる。また外国人乗客のわが国での滞在時間の増加は、上陸中に観光や買い物に向ける時間の増加につながり、国内消費の増大による経済の活性化に大きく貢献する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：法務省、外務省、警察庁
制度の現状	大型クルーズ船の乗客を対象として、寄港地上陸許可を活用した審査を実施するとともに、クルーズ船対応のため入国審査官を増員する等、入国審査手続の迅速化・円滑化に取り組んでいます。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第14条
措置の分類	対応不可
措置の概要	大型クルーズ船に対する入国審査の迅速化・円滑化については、「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、海外臨船審査の実施も含め、別途、新たな方策を検討しています。また、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取の省略、パスポートに代えて運行会社が発行するクルーズカードでの上陸を認めることについては、テロ対策や水際対策等の観点から適当ではないと考えます。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	輸出申告価格の事後訂正に関する税関ごとの対応の統一化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 輸出申告価格の事後訂正に関して、税関ごとに対応が異なっているため、対応の統一化を図るべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 基本通達 67-1-14 において輸出申告価格の事後訂正は税関様式 C-5200 で簡便に行うことができるように定めてあるにもかかわらず、各税関においては従来通り「御願書」の提出を要求する、あるいは事後訂正自体を受理しないという対応がなされる場合がある。 税関に基本通達の取扱いが浸透していないために折衝等に多大な時間を要しており、早急に対応の統一化を図るべきである。 なお、基本通達 67-1-14(4) では、67-1-4(1) の二に従って申告した価格と決済価格に差がある場合、その差が一定価格未満の場合には事後訂正を省略できるとの定めがあるが、そもそも申告時の価格が最終のものであるとの関税法の主旨に鑑み、誤りでない場合の事後訂正を不要とするべきである。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

	所管省庁：財務省
制度の現状	<p>輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合の申請は、関税法基本通達 67-1-14 に基づき、「船名、数量等変更申請書」(C-5200) 1 通にその申請に係る輸出許可書を添付して税関に提出することにより行い、価格変更の理由が価格の記載、計算又は算出の誤りの場合には、価格が変更となったことを確認できる書類の提示を求めているところです。</p> <p>また輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定である場合には、関税法基本通達 67-1-4、67-1-14 に基づき、輸出申告価格と決済価格の差額が一定未満(100 万円未満又は 10%未満)であれば、その価格変更を省略して差し支えないこととしています。</p>
該当法令等	関税法基本通達 67-1-4、67-1-14
措置の分類	<p>「対応の統一化」については、現行制度下で対応可能</p> <p>「事後訂正の省略」については、検討を予定</p>
措置の概要	<p>輸出許可後の貨物の価格変更手続については、関税法基本通達 67-1-14 において、税関様式 C-5200 及びその申請に係る輸出許可書を添付して行うことができる旨を規定しており、現行制度での対応が可能です。各税関には、本提案を踏まえ、より適正に対応するよう周知徹底を行います。</p> <p>また輸出通関手続の更なる利便性向上のため、輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定である場合の価格変更も含めて、輸出許可後の許可内容変更手続の改善策について 2014 年上半期までに検討します。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和（現行の5年から3年に短縮）について、必要な法制度上の措置を講じ早期に実現すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現在、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上わが国に在留していることが必要とされているが、高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度の下では、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には永住許可の対象とされている。2013年5月にとりまとめられた「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果（報告）」では、『在留歴に係る永住許可要件の緩和』については、わが国として高度外国人材を受け入れ、その定着を図るという意思を強く表明する見直しを行うべきである」との見解が示されている。また、「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）においても、高度外国人材ポイント制度の見直しの一環として、「永住が許可されるための在留歴の短縮（現行の5年を3年とする等）といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する」との方針が打ち出されており、その実施に向けた準備が進められつつあるが、永住許可の見直しについては、就労制限のない新たな在留資格の創設が前提（入管法改正が必要）とされている。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：法務省、厚生労働省、経済産業省
制度の現状	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置のうち、永住許可に必要な在留歴については、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合、永住許可の対象とすることとしています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第20条、第22条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、次期通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正法案の提出を予定しています。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：10

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	「総合職」に適した在留資格の創設
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>「企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための在留資格上の措置」として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>留学生がわが国で就労するためには在留資格を変更しなければならない。この場合、多くは、「留学」から「人文知識・国際業務」もしくは「技術」への変更申請を行っており、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基準に適合していることなどが求められている。2010年3月に策定された「第4次出入国管理基本計画（以下、基本計画）」では、（大学等で身に付けた専門知識や日本語能力をいかして）わが国での就職を希望する留学生についても、「わが国の経済活動を担う人材としての意義も有するものであり、その在留資格の変更手続きの一層の円滑化を図っていくなど、留学生等の適正・円滑な受け入れを推進していく」との方針が示されている。このため、在留資格変更の審査においては、大学等の専攻分野と企業の活動内容の関連性につき柔軟に取り扱う措置が講じられている。しかし、関連性についての説明が必ずしも明確に行えないケースもあるため、企業は採用対象となる留学生の範囲を限定したり、その後の人事異動に躊躇してしまう場合が存在するのが実態である。基本計画では「企業における人材活用の在り方が多様化する中、企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるため、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、在留資格『人文知識・国際業務』、『技術』等の見直し等在留資格上の措置を検討する」とされており、この在留資格上の措置として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設することにより、わが国企業は、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：法務省、厚生労働省、経済産業省
制度の現状	現行法上、いわゆる「総合職」といった在留資格は存在しません。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
措置の分類	検討を予定
措置の概要	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしています。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：11

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	<p>カテゴリ1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化</p>
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、いわゆるカテゴリ1に該当する機関に雇用され活動に従事する外国人の家族について、当該外国人の在留資格認定に係る申請と異なる時期に在留資格「家族滞在」の認定をカテゴリ1に該当する機関がその旨を明らかにして申請する場合について、同時申請時と同様に、申請受理日から2週間以内に処理すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、過去3年間にわたり不交付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関、いわゆるカテゴリ1に該当する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとされている。この趣旨を踏まえ、カテゴリ1に該当する申請案件であれば、当該外国人の申請と同時に、その家族について在留資格「家族滞在」の認定を申請する場合は、通例約2週間で処理されている。</p> <p>他方で、子が通う学校のカリキュラム等を考慮し（子が通う学校等の事情により）、やむなく後日家族を呼び寄せることになり、申請時期が異なる事例も少なくない。しかし、この場合は申請内容が同時申請のものと同様であっても、平均2カ月程度の処理期間を要しており、来日の具体的な日程調整に支障をきたしている。同居家族が円滑に来日できるようになれば、有能な外国人材のわが国での能力発揮に資するものと考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：法務省
制度の現状	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間については、1か月～3か月としています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2、別表第一、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三、別記第六号の三様式行政手続法第3条第1項第10号、第6条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労活動の在留資格については、平成21年に申請書の様式を改正し、カテゴリ1又は2に該当する企業において就労する外国人からの申請については、特に当該外国人が所属する機関が作成し提出する資料を大幅に簡素化する等の措置を講じて、迅速処理を行っているところです。</p> <p>これに対し、「家族滞在」の在留資格については、扶養者との関係及び扶養能力が審査の中心であるため、家族単独で申請がなされた場合について、上記の就労活動に係る在留資格と同様の措置を講じることは困難ですが、カテゴリ1又は2に該当する企業において就労する扶養者と同時に申請がなされた場合には、家族単位で審査を行い迅速処理を行っています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 外国人の年金脱退一時金の上限を伸長し、高度外国人材のわが国への定着をはじめ、外国人の在留の長期化に資する制度設計に見直すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料が掛捨てとなることから、日本に永住する意思のない高度な外国人材が離日を考える一つの契機、さらにはそもそも日本での就労を敬遠する要因のひとつになっている。</p> <p>脱退一時金の対象期間の上限（現行は36カ月）は、わが国に在留する外国人全体の滞在期間の実態等を考慮して定められているとされている。しかし、2012年7月より一度に付与される在留期間が最長5年に延長されるとともに、政府は高度外国人材の受け入れを推進しており、「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）でも、高度外国人材の日本での活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度外国人材ポイント制度の見直し（永住が許可されるための在留歴の短縮等）に着手している。</p> <p>保険料の掛け捨て問題は、本来的には社会保障協定の締結による問題解決が求められているが、相手国の事情や交渉期間等を考慮すると、短期間での状況改善が困難な場合もある。したがって、保険料掛け捨て問題の解決が図られるまでの特例措置である本制度についても、わが国への高度外国人材の定着促進に向けた見直しを図るべきである。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>我が国の年金制度は、国籍に関わらず等しく適用することを原則としています。</p> <p>現在、老齢年金を受給するためには、原則として、25年間の保険料納付済期間又は保険料免除期間が必要で。</p> <p>社会保障協定は、日本での滞在期間が短い外国人の年金保険料の支払が老齢年金に結びつきにくいことに対応するものです。これまで、17カ国との間で社会保障協定を締結・署名済みです。</p> <p>社会保障協定が締結されるまでの特例的・暫定的な措置として、脱退一時金制度が設けられています。脱退一時金は、被保険者期間が6月以上である外国人であって老齢年金の受給資格期間を満たさないものに対し、3年分を上限として、年金保険料の本人負担相当額を支給するものです。</p>
該当法令等	厚生年金保険法附則第29条、国民年金法第9条の3の2
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>日本での滞在期間が短い外国人については、社会保障協定の締結により、両国の法令の重複適用の回避及び両国の保険期間の通算を行うことで対応すべきものと考えています。これまで、17カ国との間で社会保障協定を締結・署名済みです。今後とも、社会保障協定の締結に努めます。</p> <p>また、老齢年金の受給資格期間は、平成27年10月から、25年から10年に短縮される予定です。</p> <p>さらに、永住許可を受けた外国人等については、老齢年金の支給に当たって、国外在住期間を受給資格期間に算入することとしています。</p> <p>このことから、外国人の年金保険料の支払が老齢給付に結びつかないということは、更に生じにくくなるものと考えています。</p> <p>脱退一時金の支給額の上限については、日本人に対して制度から中途脱退を理由とした給付はなされないこととの均衡や、我が国に在留する外国人全体の滞在期間の実態（※）を考慮して定められていることから、見直しは考えておりません。</p> <p>※ 脱退一時金の支給対象となる出国者のうち滞在期間3年以内の者の割合は約80%（平成24年版法務省出入国管理統計年報）</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：13

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	外国人医師に係る規制の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 外国人医師の診療対象範囲について、「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに準ずる者に限ること」とされているが、これを「外国人医師等の診療対象は、在留外国人にかぎること」とすべきである。併せて、医師免許二国間協定制度についても、診療対象範囲を在留外国人全体に広げるとともに、許可人数の増員や対象国の拡大を図るべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 現在、日本の医師免許を持っていない外国人医師は、日本で診察することができない。また、都道府県の要請によって、特例的な医師国家試験等を日本語または英語により実施することができるとされているが、その要件として「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに準ずる者に限ること」とされている。また、医師免許二国間協定制度においても、診療対象が同じように同国籍の国民に限定されている。さらに、同制度は、協定を結んでいる国が少なく（イギリス、フランス、シンガポール、アメリカ）、それぞれの国の許可人数も非常に少ない。</p> <p>＜要望理由＞ 優れた外国企業や外国人を日本に呼び込むためには、在留外国人の医療アクセスを改善する必要があるが、現行制度下では外国人医師の診療対象の国籍要件が厳しく、柔軟な医療提供が困難である。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 外国の駐在員やその家族が安心して受けられる医療サービスを拡充することで、外国人が安心して快適に働き、生活できる環境が整備されるほか、医療ツーリズムの一層の推進にもつながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	医師法第17条では、医師でなければ医業を行うことはできないとされており、医師の免許を取得するには、医師国家試験に合格することが必要とされています。医師資格制度に係る二国間協定は、特例的に英語による医師国家試験を実施する仕組みです。この協定は日本と協定を締結した国の国民が日本においても母国の医師による医療を受けることができるようにすることを目的としたものであり、このため、患者の対象範囲は、協定を締結した国の国民等に限定しています。
該当法令等	—
措置の分類	検討を着手
措置の概要	<p>「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）において、医師資格制度に係る二国間協定の対象国を拡大するとともに、国家戦略特別区域内に限定して、人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行うこととしています。</p> <p>なお、具体的な時期については今後国家戦略特区の指定がなされた後、具体的なニーズを踏まえて行われることとなります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月22日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	新KS/RA制度の運用見直し
具体的内容	<p>【要望内容】</p> <p>日本のAEO制度と米国のC-TPATが相互承認されていることを踏まえ、新Known Shipper/Regulated Agent (KS/RA)制度の要件についてはAEO (C-TPAT)の要件水準へと調和して頂きたい。また、現行の米国向けだけでなく全仕向地への適用時(2014年4月～)に、空港における貨物のセキュリティ検査が急増し、航空貨物が滞留する可能性が危惧されることから、空港におけるセキュリティ検査の設備・体制を強化するなど、適切な対応を取って頂きたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>荷主企業は、新KS/RA制度への対応として、国土交通省航空局より特定航空貨物運送事業者(RA)としての認可を受けた航空フォワーダーから、特定荷主(KS)としての認定を受ける為の作業を本年5月末までに完了させた。しかしながら、米国運輸保安庁(TSA)によるヴァリデーション(妥当性確認)を受けて、航空局は、急遽、KS確定後に荷主要件に追加・変更を加えた。これにより、非常に限られた時間内で、新たな設備投資や人的リソースの確保が不可避となり、KSの負担が増加したと共に、物流現場のオペレーションにも混乱が生じている。また、TSAによるヴァリデーションは今後も行われることから、新KS/RA制度の要件に更なる変更が加えられる可能性も危惧される。一方、米国では、同国への輸入貨物並びに輸入経路のセキュリティを高めるため、テロ防止のための税関産業界提携プログラム(C-TPAT)が確立されている。また、日本においても、財務省は、国際物流におけるセキュリティ確保と貿易円滑化の両立の観点から、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制を整備された企業をAEO事業者として認めている。C-TPATは、グローバル企業の効率的な物流の構築を図る観点から日本のAEO制度と相互承認が行われており、日本のAEO認定事業者には税関検査の軽減や当局によるヴァリデーションの簡素化といったベネフィットが与えられている。については、新KS/RA制度の要件についてAEO (C-TPAT)の要件水準へと調和されることが望ましく、これにより、新たな設備投資及び人的リソースの確保の回避など、荷主の負担軽減に繋がり、ひいては国際競争力の強化に寄与するものと考えている。なお、今後、航空輸送と同様に、貨物量が非常に多い海上輸送についても「米国海上コンテナ100%検査法」によって全量スクリーニングの対象となることが決まっていることから、AEOとC-TPAT認定者への海上貨物セキュリティ検査が免除される様、相手国当局との交渉を進めて頂きたい。</p>
提案主体	一般社団法人日本自動車工業会
所管省庁	財務省、国土交通省
制度の現状	<p>我が国では、相次ぐ国際的なテロ事案の発生等を踏まえ、ICAO国際標準に適合した、国家民間航空保安プログラムを策定し、航空保安対策を実施しております。その中で、航空貨物の保安体制については、航空貨物のセキュリティレベルの維持と、物流の円滑化・効率化の両立を図る観点から、平成17年に、同プログラムにおいて「Known Shipper/Regulated Agent (KS/RA)制度」を設け、同制度により、航空機搭載前までに、特定荷主、RA事業者又は航空会社において全ての航空貨物の安全性を確認することとしております。他方、米国では、米国同時多発テロ事件(9.11)を機に、米国9.11委員会勧告実施法を制定(平成19年8月)し、米国向け旅客便搭載貨物について、貨物を発送する空港で、ピース毎に100%爆発物検査を実施することが義務づけられました。このため、航空局として、9.11委員会勧告実施法の施行による物流の混乱を回避すべく米国と交渉し、その結果を踏まえ、KS/RA制度を強化することとしました。基準の強化された新KS/RA制度は、平成24年12月1日に米国の認証を得て、運用を開始したところです。</p>
該当法令等	国家民間航空保安プログラム
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>新KS/RA制度は、我が国の出発空港において、航空貨物に対する100%爆発物検査に代わるものとして米国から認証されたものです。よって、米国の国内法に基づく制度であることから、我が国が独自に制度を改正できるものではありません。</p> <p>なお、AEO制度との関係においては、KSの確定要件のうちAEO制度と重複する項目は控除する等、米国及び財務省関税局と調整したものとなっております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月26日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	シャツやズボン、古着等の家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の緩和について
具体的内容	現状、シャツやズボン、古着等の衣服には家庭用品品質表示法に基づく繊維の名称を示す用語や洗濯の絵表示、表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記したタグを縫い付けて販売しないとイケない。しかし、古着屋では海外から買い付けたものが多いためか、一切タグが付いていなかったり、付いていても海外のルールで作成された繊維の名称が英語のままや洗濯の絵表示日本工業規格に適合していないものばかりが売られている現状である。(おそらく、古着の業者はいちいち単価の安い古着に縫い付けるような手間がかかることをしていないためと思われる) TPP でこれからも海外製品が輸入されることを考えると、日本独自のルールを撤回または緩和して、世界で多く出回っているルールにしていきたい。
提案主体	個人

	所管省庁：消費者庁、経済産業省
制度の現状	家庭用品品質表示法は、日本国内で販売される家庭用品に対して適用される法律であり、輸入品も対象としています。シャツ及びズボンについては、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程において、次の事項を表示することが求められています。 ①繊維の組成 ②家庭洗濯等取扱い方法（洗濯絵表示） ③表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号 なお、中古衣料（リサイクル品）の場合、消費者に対して中古衣料である旨を明示し、繊維の組成等の判別が困難である旨を説明した上で販売するものについては、家庭用品品質表示法の対象としていません。
該当法令等	家庭用品品質表示法、家庭用品品質表示法施行令、繊維製品品質表示規程
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	消費者利益の確保のためには、輸入品についても、消費者が理解可能な方法で必要最低限の品質表示を義務付けることが重要であると認識しております。また、繊維製品については、日本工業規格（JIS）L0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及び表示方法）で規定された洗濯絵表示を表示することを家庭用品品質表示法で義務付けているところ、現在、国際規格であるISO 3758（繊維一記号による取扱い表示コード）との整合性の確保に向けて新しいJISの制定が検討されています。洗濯絵表示に関する新しいJISが制定された際には、家庭用品品質表示法においても当該新JISに基づく洗濯絵表示を表示するよう、所要の見直しを行う予定です。なお、中古衣料（リサイクル品）の場合、消費者に対して中古衣料である旨を明示し、繊維の組成等の判別が困難である旨を説明した上で販売するものについては、購入に際し品質の識別が著しく困難なものではないため家庭用品品質表示法の対象とはなりません。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月26日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	サングラスの家庭用品品質表示法に基づく表示規程の緩和について
具体的内容	<p>サングラスを販売するには、家庭用品品質表示法に基づく細かな表示規程(レンズ、わくの材質、可視光線透過率、紫外線透過率等)がある。</p> <p>海外で販売されているサングラスにはこのような表示を見かけたことがなく、また日本で販売されているものはレンズ・わくの材質ぐらいいは書いているものがあるが、可視光線透過率、紫外線透過率がなかったり、まったく表示すらされていないものを多く見かける。</p> <p>おそらく、可視光線透過率、紫外線透過率を計測する方法が不明なことが原因と思われる。可視光線透過率、紫外線透過率を計測するのに高価な専門機器や専門の担当者が必要とするなら、それらが販売価格に転嫁されていることが予想され、消費者にとっては好ましくないため、表示事項の記載の削除、緩和をしてほしい。</p> <p>消費者としては可視光線透過率、紫外線透過率のような数字を見てもよく分からないので、使用目的別の目安などを言葉で示すようなルールにしてほしい。</p> <p>http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka/zakka_24.htmlに記載してあるような、単に「サングラス」「偏光サングラス」「ファッション用グラス」という定義のみにすれば分かりやすいと思う。上記のような区分に分けるための調査・測定について、海外サングラスなどでは海外ブランドのメーカーの公表値等を参考にできるようにしてほしい。メーカーが一番しっかり把握しており、輸入者が再度計測する必要はないと考える。また、現在の計測方法はかなり細かく、計測する担当者によって個人差が生じるとと思われるため。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：消費者庁、経済産業省
制度の現状	<p>サングラスについては、家庭用品品質表示法に基づく雑貨工業品品質表示規程において、次の事項を表示することが求められています。</p> <p>①品名 ②レンズの材質 ③わくの材質 ④可視光線透過率 ⑤紫外線透過率 ⑥使用上の注意 ⑦表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号</p> <p>上記①品名の表示方法は、その機能に応じて「サングラス」「偏光サングラス」又は「ファッション用グラス」と表示することとなっています。また、④可視光線透過率及び⑤紫外線透過率の表示方法は、それぞれ JIS T8141 (遮光保護具) に定められた試験方法により測定した数値を表示することとなっています。</p>
該当法令等	家庭用品品質表示法、家庭用品品質表示法施行令、雑貨工業品品質表示規程
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>サングラスは、光から目を保護するためにレンズを透過する光量を低減する性質を有するところ、低減する光量によって視界の明暗が異なることから、レンズを透過する光量を表すものとして可視光線透過率を表示事項としています。また、紫外線透過率は、紫外線による人体への影響を考慮して、安全性確保の観点から表示事項としています。</p> <p>いずれの表示事項も消費者の商品選択や合理的使用に資するものと認識しておりますが、サングラス、偏光サングラス又はファッション用グラスといったそれぞれの製品特性に応じ、一律に義務付けるべき最低限必要な表示事項であるのか、また、その表示方法が消費者にとって理解できる内容となっているのかという点について、今後の見直しの対象とし、頂いた御意見も踏まえて検討します。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月29日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	寄港地上陸許可手続の運用改善
具体的内容	<p>寄港地上陸許可手続きの運用完全</p> <p>(a) 要望内容と提案理由 観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存ブースのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。 また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。 寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第14条に基づき72時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。 現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。 この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見され、問題となっている。</p> <p>(b) 要望理由 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。 円滑かつ迅速な入国手続きの実施により、訪日外国人に対して日本のサービスレベルの高さをアピールし、おもてなしの心を表す。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。</p>
提案主体	成田国際空港 航空会社運営協議会 (AOC)

所管省庁：法務省

制度の現状	寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第14条
措置の分類	対応不可
措置の概要	寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	寄港地上陸許可の緩和
具体的内容	わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備するため、寄港地上陸許可について、申請が2回目以上であることや最先便以外の便であることを理由として不許可にするとの運用を廃止すること。 【現状・課題】 寄港地上陸許可については、査証がない場合であっても72時間以内で上陸を許可する制度であるが、申請が2回目以上であることや最先便以外の便であることを理由に不許可にされているケースが多い。
提案主体	成田市

	所管省庁：法務省
制度の現状	寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第14条
措置の分類	対応不可
措置の概要	寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：19

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月29日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	トランジット・ビザ発給方法の見直し
具体的内容	<p>(a) 具体的内容と提案理由 わが国を経由して外国に向かう旅行者に、わが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザを、わが国の主要国際空港でも発給する。具体的には、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。現在は、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要があるため、取得機会に限られている。なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。</p> <p>(b) 要望が実現した場合の効果 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすことができる。トランジットビザの活用により、日本のサービスレベルの高さをアピールし、おもてなしの心を表す。これらは観光立国実現の一助となり、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資するものと思料する。</p>
提案主体	成田国際空港 航空会社運営協議会(AOC)

	所管省庁：警察庁、法務省、外務省
制度の現状	通過査証（トランジットビザ）に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	対応不可
措置の概要	現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。

番号：20

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	ビザ発給の緩和
具体的内容	<p>わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備するため、トランジットビザについても、乗り換えを行う国際空港において発給できることや、ネットによる申請も受け付けるなど発給方法の緩和を行うこと。</p> <p>【現状・課題】 トランジットビザは、日本を経由して外国へ向かう旅行者が最大14日間上陸することを許可する査証であるが、自国を出国する前に大使館等で取得しておく必要がある。</p> <p>【効果】 トランジットの際に空港内に留まっている旅行者が入国することにより、訪日外国人旅行者の増加を図るとともに消費の拡大を図ることができる。</p>
提案主体	成田市

	所管省庁：警察庁、法務省、外務省
制度の現状	通過査証（トランジットビザ）に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	対応不可
措置の概要	現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：21

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月31日 所管省庁への検討要請日：12月24日 回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	AEO認定事業者に対する、船積後の輸出申告データの訂正の容認
具体的内容	<p>・具体的内容 コンプライアンスに優れていることで認定されている AEO 認定事業者に対しては、船積後の一定期間内であれば、税関に一報入れた上で、NACCS 上での輸出申告データの訂正を容認する。</p> <p>・提案理由 AEO 認定事業者の輸入申告（特例輸入申告）では、貨物引取後に、インボイスと輸入貨物に差異が生じた場合の対応として、正しい値で申告が可能な特例申告があり、修正申告等が不必要な制度が認められている。しかし、輸出申告（特定輸出申告）においては、船積後に輸出申告内容に差異が生じた場合、輸入時のように、修正申告等が不必要な制度は認められておらず、「訂正手続き」という形で、税関に紙で書類を提出する必要がある。なお、韓国や米国等では、輸出申告内容に差異が生じた場合、船積後一定期間内は、申請時に入力したデータの訂正が可能なくみがある。（米国においては、15ヶ月以内の訂正が可能） このような状況を踏まえ、貿易の円滑化のために、コンプライアンスと貨物セキュリティ管理に優れた事業者である AEO 認定事業者の輸出申告については、船積後の一定期間内であれば、税関に一報を入れた上で、NACCS 上での輸出申告データの訂正を認めて頂きたい。</p>
提案主体	民間企業

所管省庁：財務省

制度の現状	<p>貨物の輸出者は、関税法第 67 条及び第 67 条の 3 に基づく輸出申告について、輸出許可後に当該申告内容（船名、数量、価格等）を変更しようとする場合には、税関に対して当該申告内容の変更を申請することが可能となっています。</p> <p>具体的には、「船名、数量等変更申請書」（税関様式 C 第 5200 号）に当該申請に係る輸出許可書を添付して税関に提出することで、当該申告内容を変更することができます。</p> <p>また、NACCS を使用して、輸出申告内容の変更を行うことも可能となっていますが、この場合には一定期間（船積情報登録又は 出港予定年月日）までに行う必要があります。</p>
該当法令等	関税法基本通達第 67-1-11~14、同第 67 の 3-1-9~12 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年財関第 142 号）
措置の分類	検討に着手
措置の概要	2014 年上半期中を目処に実現できるよう、具体的な対応策を検討します。

番号：22

受付日：10月31日 所管省庁への検討要請日：12月24日 回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	開業準備活動に従事する外国人に対する中長期在留資格の付与
具体的内容	<p>外国人が、我が国に来日し自らが代表取締役になり会社を設立、引き続き経営活動に従事しようとする場合、平成 25 年 7 月 9 日の外国人登録法廃止前であれば、在留資格「短期滞在」の外国人も、外国人登録することにより印鑑登録することが可能であったので、我が国に住所を定めたときは、印鑑登録証明書をもって我が国に住所があることを証明し、単独で代表取締役に就任、「投資・経営」に係る在留資格認定証明書の交付を受けることが可能であった。しかし、現行法では、住民基本台帳法の対象外である「短期滞在」の外国人の場合、印鑑登録ができず、単独で会社設立ができない他（在日大使館等でサイン証明書の交付を受け、住所証明する途もあるが、その発行を行なう在日大使館は多くない。）、不動産取引、銀行取引などに必要な印鑑登録証明書、住民票が用意できず、外国人の対日投資活動を阻害している。そこで、会社を設立し経営活動に従事する前であっても、当該外国人が開業準備活動に従事しようとする場合、(1)事業計画書、(2)開業準備資金（残高証明等）、(3)仕入状況（取引先との契約等）などにより、開業準備活動に従事することが確認できるときは、そのような活動であっても、在留資格「特定活動」の対象とし、住民登録が可能な中長期在留者の対象に加えるべきである。</p>
提案主体	個人

所管省庁：法務省

制度の現状	我が国に来日し自らが代表取締役になり会社を設立しようとする外国人が、在留資格「投資・経営」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合には、同申請に係る疎明資料として当該企業の登記事項証明書を求めています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第 7 条の 2、出入国管理及び難民認定法施行規則第 6 条の 2、別表第三
措置の分類	検討に着手
措置の概要	現在、外国会社が日本に支店や子会社を設立しようとする場合において、その手続のために入国する外国人への対応を検討中です。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：23

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	留学生の日本国内就職に当たっての就労ビザ発給要件の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】留学生は企業のグローバル人材として活用促進が期待される。留学生の国内就職に当たってのビザ発給要件を緩和すべきである（例えば、総合職資格での発給）。</p> <p>【提案理由】現在、留学生が国内企業に就職する場合は、卒業学部との関連で、例えば「人文知識・国際業務」といったビザが発給される。しかし、企業のニーズは総合職としての採用が主流になってきている。最近の職種においては文系と理系の区別を問わない場合があり、また、新入職員には幅広く多様な経験を積ませキャリアアップを図らせたいと考えている企業も増えている。企業の実態とのずれの結果、専攻と職務内容の関連性に伴う在留手続きのトラブルが少なくない。グローバル人材としての活用促進を図るためにも、関連性の緩和、例えば、総合職資格での発給も必要である。</p>
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会

所管省庁：法務省、厚生労働省、経済産業省

制度の現状	現行法上、いわゆる「総合職」といった在留資格は存在しません。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
措置の分類	検討を予定
措置の概要	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしています。

番号：24

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	訪日観光ビザの緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続ならびに、対象国（インドネシア、フィリピン、ベトナム等）を追加すべきである。</p> <p>【提案理由】2013年7月に訪日ビザが免除されたタイ・マレーシアからの訪日観光客数は大きく増加している。訪日観光客数を増やすことにより、各国と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港においても増便が期待される。</p> <p>※タイ、マレーシアおよび全体の訪日観光客数の対前年同月比の推移（JNTO発表資料より）</p> <p><タイ> 7月：+84.7% 8月：+102.3% 9月：+56.1%</p> <p><マレーシア> 7月：+25.2% 8月：+42.2% 9月：+23.9%</p> <p><全体> 7月：+18.4% 8月：+17.1% 9月：+31.7%</p>
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会

所管省庁：警察庁、法務省、外務省

制度の現状	これまでもASEAN諸国人に対する査証緩和措置を行ってきており、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、2013年11月18日より短期滞在数次査証を導入しております。また、ミャンマーについても2014年1月より短期滞在数次査証を導入することが決定されています。
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：25

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	クルーズ船の入国審査の迅速化・簡素化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】クルーズ船が日本に寄港する前に入国審査官が乗船し、事前に審査を行う「海外臨船」による入国審査の実施や、審査場所の確保・増設、審査人員体制の強化、審査の簡素化などにより審査を迅速化すべきである。</p> <p>【提案理由】日本への寄港が増加している大型クルーズ船の乗客に対応するため。平均滞在時間が8時間程のクルーズ船にとって、長時間にわたる入国審査が寄港に際しての阻害要因の一つとなっている。</p>
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会

	所管省庁：法務省
制度の現状	大型クルーズ船の乗客を対象として、寄港地上陸許可を活用した審査を実施するとともに、クルーズ船対応のため入国審査官を増員する等、入国審査手続の迅速化・円滑化に取り組んでいます。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第14条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>観光立国の実現に資するため、引き続き、大型クルーズ船の乗客に対する出入国審査の迅速化・円滑化を図ることとしています。</p> <p>また、「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、海外臨船審査の実施も含め、別途、大型クルーズ船の乗客に対する出入国審査の迅速化・円滑化に資する新たな方策を検討しています。</p>